

ASF 発生時の予防的殺処分の実施等に係る論点

令和 2 年 1 月 15 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1. 予防的殺処分実施の判断及び指定地域の設定【防疫指針骨子案 第 13】

(1) 豚等において発生した場合

- ・ 指定地域の範囲
- ・ ウイルスの浸潤状況の把握（移動制限区域内の農場の検査、発生農場周辺 10km 圏内の野生いのししの検査（死亡・捕獲いのししを区別する必要性）等）
- ・ 指定地域の解除の判断

(2) 野生いのししにおいて陽性が確認された場合

- ・ 指定地域の範囲
- ・ ウイルスの浸潤状況の把握（陽性確認地点周辺 10km 圏内の農場の検査、野生いのししの検査（死亡・捕獲いのししを区別する必要性）等）
- ・ 指定地域の解除の判断

2. 緊急防疫指針の作成【防疫指針骨子案 第 13】

- ・ 実施時期
- ・ 実施地域
- ・ 対象家畜 等

3. その他の野生いのししにおいて陽性が確認された際の防疫対応の論点

(1) 通行制限又は遮断【防疫指針骨子案 第 20】

- ・ 陽性確認地点周辺への不要・不急の立入制限、近隣農場周辺の通行制限・遮断
- ・ 通行制限・遮断の実施期間（ウイルスの浸潤状況・範囲が判明するまでの間 等）

(2) 移動制限区域の設定【防疫指針骨子案 第 21】

- ・ 区域の範囲（CSF の防疫対応においては、半径 10km 以内の区域の農場につ

いて農場単位で移動制限)

- ・制限期間 (CSF の防疫対応においては、野生いのししにおける清浄性を確認できるまで当面継続)
- ・制限の対象外 (CSF の防疫対応においては、一定の要件を設け、と畜場への出荷、精液等の移動を認めている)

(3) 家畜集合施設の開催等の制限【防疫指針骨子案 第22】

- ・と畜場におけると畜、家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧
- ・と畜場の再開要件

(4) 消毒ポイントの設置【防疫指針骨子案 第23】

- ・設置場所 (山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界)
- ・考慮すべき事情 (山道・道路網の状況、人・車両の通行量、山・河川等による地域の区分)
- ・設置期間・範囲 (陽性確認状況等のウイルスの浸潤状況等により適宜見直す)

(5) ウイルスの浸潤状況の確認【防疫指針骨子案 第24】

- ・野生いのししにおける検査 (死亡・捕獲いのししにおける検査の有効性の差、捕獲強化を念頭においた3km圏内・10km圏内での区別)
- ・検査実施期間 (現行の指針では、少なくとも22日間。CSFの防疫対応においては、野生いのししにおける清浄性を確認できるまで当面継続)
- ・陽性確認地点における積極的な捕獲がウイルス拡散につながる可能性 (3km圏内 等)
- ・ウイルス拡散防止対策 (死体の確実な除去・消毒の必要性 等)
- ・豚等における検査 (移動制限10km圏内の農場への立入検査、必要に応じた病性鑑定 (PCR検査) 等)

(以上)